

「令和5年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）」
 に対する意見募集の結果及び提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）

■意見募集期間：令和6年6月6日（木）～7月5日（金）

■提出された意見の件数：5件【法人1件、個人4件】

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：法人【1件】ソフトバンク株式会社
 個人【4件】

■提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方（案）	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全 般				
1	ソフトバンク株式会社	<p>（デジタル化の推進について）</p> <p>電波の利用状況調査は、周波数の利用実態を正確に把握する「周波数利用状況の見える化」を推進し、電波有効利用のさらなる推進につながることから有意義と考えます。</p> <p>公共業務用無線局のデジタル化等の進捗状況等について、令和4年改正電波法に基づく初めての評価と認識していますが、本評価結果（案）にも記載のとおりシステムの廃止や周波数移行、周波数共用、デジタル化等の取組みが一定程度進捗しており、引き続きこれらの取り組みを着実に進めていくことが重要と考えます。</p> <p>なお、これらの取り組みをより加速化させていく観点からは、本評価結果（案）に記載の「デジタル化等が何%進捗しているかなど、進捗度合いの定量的な見える化」を実施することと合わせて、移行等に関する期限を設定し、その期限に対する進捗率を評価することも効果的であると考えます。</p>	<p>いただいた前段及び中段のご意見については、賛同意見として承ります。</p> <p>後段のなお書きのご意見について、移行等に関する期限の設定については、総務省において検討されるものと考えますが、評価の在り方については、いただいたご意見も参考にしつつ、適時適切に検討を行ってまいります。</p>	無
その他				
2	個人	<p>（2-2（2）及び3-2（2））</p> <p>このような限定的な利用状況で、役人的な無意味な答弁でもって現状を是認することは、国民共通の資産である周波数を預かる政府の、国民に対する裏切り行為である。</p>	<p>本案は、公共業務用無線局に係る電波の利用状況の調査結果に基づき、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）（以下「懇談会報告書」という。）における電波利用シ</p>	無

		<p>そもそも説明の順序がおかしい。すでに報告書で方向性が決まっているのであれば、「なぜその方向性に向けて速やかな取り組みを進めないのか？」という問を立てて検討を進めるべきである。例えば、「なぜローカル5G・LPWAの利用の検討が進んでいないのか?」「ローカル5G・LPWAを利用できない理由があるとすれば、それは何か?」等が考えられる。</p> <p>関係する事業者におかれては、総務省に遠慮も期待もすることなく、政治家を使う等して関係府省庁にも圧力を加え、速やかにこの不愉快な状況を改めさせるべきである。</p>	<p>システムごとの廃止、周波数共用、デジタル化等の取組の方向性に沿って、関係府省庁における令和5年度の進捗状況等を確認し、評価を行ったものです。</p> <p>なお、2-2(2)「5GHz帯無線アクセスシステム」では、廃止に向け関係府省庁は代替可能システムを検討予定であること、また、3-2(2)「公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz)帯」では、本システムを順次廃止し、特定小電力無線局への代替が進展していることを確認しております。</p>	
3	個人	<p>楽天に付与されたプラチナバンドの帯域が狭すぎる。このような評価を毎回行っているが、総務省が電波の割り当てなどに消極的なのであればこの評価自体無意味なのではないか。</p>	<p>本案は、公共業務用無線局に係る電波の利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであり、周波数の割当てに関するご意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無
4	個人	<p>プラチナバンドを既存の大手3社に独占させるのはおかしい。有効活用できているとはいえない。現状、楽天モバイルに割り当てられているプラチナバンドの帯域が狭すぎるので、同程度になるように再割り当てすべき。</p> <p>総務省が電波の再割り当てを行わず、既存の大手3社を守っているせいで、携帯市場の競争を阻害している。行政の怠慢で国民の利益を損なっているのがわからないのか</p>	<p>本案は、公共業務用無線局に係る電波の利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであり、周波数の割当てに関するご意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無
5	個人	<p>3アマも10,14MHzを解禁して欲しい。</p>	<p>本案は、公共業務用無線局に係る電波の利用状況調査結果に基づき評価を行ったものであり、無線従事者資格に関するご意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無